

香南市建設工事入札参加資格審査における発注者別評価点数算定方法等要領

(趣旨)

第1 香南市が行う建設工事の競争入札参加資格審査において発注者別評価点数の評価項目、算定方法等について定める。

(評価の対象)

第2 評価の対象は、高知県内に主たる営業所を有する者とする。

(発注者別評価点数の評価項目及び算定方法)

第3 発注者別評価点数は、次に掲げる審査項目について算定した点数の合計値とする。

1 工事の内容に関する評価項目

(1) 工事成績評定（土木一式工事、建築一式工事に適用）

高知県の工事成績評定を活用する。

(2) 優良工事表彰（土木一式工事に適用）

当該年度に高知県優良建設工事施工者表彰（土木工事に限る。）を受けている場合は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする。（上限は50点とする。）

表彰の種類	点 数
高知県知事賞	1件 25
優 良 賞	1件 15
所 長 賞	1件 5

(3) 監理技術者資格者数（土木一式工事に適用）

継続雇用期間が6ヶ月を超え、過去5年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者（土木一式工事に限る。）について、人数に1点を乗じた値を評価点とする。（上限は50点とする。）

(4) 技術研修の実施（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、社団法人全国土木施工管理技士会連合会の「継続学習制度（土木施工管理／CPDS）」における登録学習単位数について評価する。

従事職員の登録学習単位数の合計単位数を6単位（UNIT）で除し（小数点以下切り捨て）、1点を乗じた値を評価点とする。（上限は20点とする。）

(5) 公共工事元請完成工事高（土木一式工事に適用）

前年度の公共工事元請受注完成工事高（土木一式工事に限る。）を1,000万円で除し（小数点以下切り捨て）、1点を乗じた値を評価点とする。（上限は30点とする。）

(6) 従事職員数（土木一式工事に適用）

従事職員数に1点を乗じた値を評価点とする。（上限は50点とする。）ただし、入札参加資格審査基準日において、1年を超えて継続して雇用している常勤の従事職員とする。

(7) 工事施工能力評定（土木一式工事、建築一式工事以外の業種に適用）

直近の経営事項審査の建設工事の種類別年間平均完成工事高に係るX1評点に0.1を乗じた値を評価点とする（小数点以下切り捨て）。ただし、年間平均完成工事高が1,000万円未満については対象としない。

※(1)から(6)については、「高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数」を活用する。

2 社会性を評価する評価項目

(1) 障害者雇用（土木一式工事に適用）

法定雇用率（2.2%）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用労働者数45.5人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点20点とする。ただし、入札参加資格審査基準日において、1年を超えて継続して雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者とする。

(2) 指名停止（指名停止の原因となった業種に適用）

入札参加資格審査基準日前1年間（前年1月1日から12月30日）において、香南市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を1月で除し、-10点を乗じた値を評価点とする。なお、停止期間が1月未満の端数は、1月とする。（平成27年度入札参加資格審査より下限は撤廃。）

(3) ISOのマネジメントシステム審査登録等（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、ISO（国際標準化機構）の環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ）の審査登録又は（財）地球環境戦略研究機関が実施する「エコアクション21」の認証・登録を受けている場合は、評価点20点とする。

(4) 災害時の応急対策活動協力に関する協定（土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事に適用）

香南市との間に、災害時の応急対策活動協力に関する協定を締結している場合は、評価点10点とする。

(5) 地域ボランティア（土木一式工事に適用）

前年度において、高知県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）または海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け、評価点の配点を受けている場合、香南市内に主たる営業所を有する者であって

はその点数、香南市内の営業所を受任者とする者にあつてはその点数の2分の1を評価点とする。

※(1)(5)については、「高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数」を活用する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成22年1月1日から施行し、平成22年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成23年1月1日から施行し、平成23年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成25年1月1日から施行し、平成25年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成27年1月1日から施行し、平成27年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成28年1月1日から施行し、平成28年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成31年1月1日から施行し、平成31年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。